

# 入札公告（変更）

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和3年7月30日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 錢谷 弘

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 漁獲物を対象とした画像解析システム構築に関する研究開発業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期間 自) 契約締結日  
至) 令和4年3月15日
- (4) 履行場所 入札説明書による

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」、「情報処理」又は「ソフトウェア開発」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。  
なお、共同企業体を結成し入札に参加する場合には、共同企業体を構成する全ての事業者は、平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」、「情報処理」又は「ソフトウェア開発」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体を結成し本入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。  
① 共同企業体の代表となる事業者を定め、目的等必要な事項を明らかにした共同企業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を締結している者であること。  
② 共同企業体の全ての事業者は（1）、（3）及び（4）の要件を全て満たす者であること。  
③ 共同企業体の全ての事業者は、他の共同企業体に参加若しくは単独で本入札に参加しない者であること。
- (6) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の共同企業体を構成する者、又は単独で本入札に参加しない者であること。

## 3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入札方法 入札金額は、上記調達件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約希望金額は、概算契約における上限額でし  
がなく、委託研究を実施した結果、実際の所要金額がこの契  
約希望金額を下回る場合には、額の確定のうえ、実際の所要  
金額を支払うこととなる。

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、  
入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記  
載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提  
出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体  
にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、  
入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付  
を受けると。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項  
目一覧、評価手順書を含む。

① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所  
管理部門管理課  
電話 045-788-7626  
FAX 045-788-5001

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「漁獲物を対象とした画像解析システム構  
築に関する研究開発業務入札説明書宅配便にて希望」  
と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載の  
うえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「漁獲物を対象とした画像解析システム構  
築に関する研究開発業務入札説明書メールにて希望」  
と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番  
号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年9月2日ま  
でに上記4.あてにメール（アドレスは入札説明書に記  
載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑  
を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行う  
とともに当機構のホームページにて公表することにより入  
札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、  
同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の  
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等  
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所  
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答す  
ることがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限  
及び提出場所

令和3年9月10日 17時00分  
4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は  
提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事  
項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評  
価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不  
合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和3年9月21日 11時00分

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎 ビデオライブラリー室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、  
落札者の決定まで時間を要することがある。  
また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しな  
い。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて  
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及

び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

なお、共同企業体を結成し入札に参加する者は、協定書（又はこれに類する書類）写し及び共同企業体を構成する全ての事業者の国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

## 10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

## 11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

漁獲物を対象とした画像解析システム構築に  
関する研究開発業務

仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産資源研究所

## 目 次

1. 件 名
2. 業務目的
3. 業務概要
4. 業務内容（画像データ取得における調査・検討）
  - 4.1 調査実施場所
  - 4.2 調査実施期間
  - 4.3.1 撮影機材
  - 4.3.2 設置場所・設置方法
  - 4.3.3 撮影条件
5. 業務内容（取得した画像データの送受信における調査・検討）
  - 5.1 FRESCO について
  - 5.2 撮影データの FRESCO への送信方法の検討
  - 5.3 画像データの外部サーバーへの送受信方法の検討
6. 業務内容（画像解析における調査・検討）
7. 提案を求める事項
8. 報告会の開催
9. 成果物、納品期日等
  - 9.1 成果物
  - 9.2 最終報告書の内容
  - 9.3 成果物の納品方法
  - 9.4 成果物の納品場所
  - 9.5 成果物の納品期日
  - 9.6 検収
10. 成果物の取扱いに関する注意事項
  - 10.1 知的財産権
11. 業務の実施にあたっての遵守事項
  - 11.1 情報セキュリティ管理

別添 1 （イメージ図） 調査実施場所

別添 2 FRESCO の概要

別添 3 （イメージ図） 漁獲物を対象とした画像解析システム

別紙 画像解析に用いるデータ取得元一覧

## 1. 件 名

漁獲物を対象とした画像解析システム構築に関する研究開発業務

## 2. 業務目的

資源評価の高度化と評価対象種拡大のため、漁業現場からこれまで以上の漁獲物に関する情報を取得する必要がある。一方で、漁業現場での作業増大は避けるべき事項であることから、画像解析技術を導入し、漁港等の水揚げ市場における漁獲物の画像データを用いて尾数、魚種判別、および生物情報（体長や重量など）を迅速に収集・解析処理するシステムを開発・構築することを計画している。

本業務では、画像解析システムの構築に向け、最適な画像データの受送信技術や画像解析技術等、漁業現場で大量のデータを長期間にわたって効率良く情報収集するための条件や懸念される事項等について研究開発を行うことを目的とする。

## 3. 業務概要

本業務では、漁業現場で広く活用される画像解析システムを構築するため、以下6点について研究開発を行う。

- ① 画像解析に有効な撮影データを取得するのに最適な収集機器の構成
- ② 機器の設置方法・撮影条件等の事項
- ③ 得られた画像データを漁獲情報画像ストレージサーバー（以下、「FRESCO」という。）へ送信する方法
- ④ アノテーションを行う際に FRESCO と外部アノテーション業者間での画像データの送受信方法
- ⑤ アノテーション済みデータを外部 GPU 搭載サーバーで学習させ、結果を FRESCO に出力させる際の送受信方法
- ⑥ 撮影データから尾数・魚種・生物情報（体長や重量など）を取得可能な画像解析のシステム構成等

また、画像解析の結果、撮影された漁獲物の尾数、種類、体長、重量のいずれかの推定誤差（もしくは誤識別率）が機器、設置方法、撮影条件の変化等から受ける影響についても評価を行う。

なお、業務実施にあたっては撮影機材と画像解析の両面から十全な検討が必要な業務であるため、業務開始前に業務実施体制図と作業要員一覧表を含む作業計画書を提出し、撮影機材と画像解析の専門の技術者を含んでいることを示すこと。

本業務によって得られた知見は、将来の画像解析システムを構築するうえでの基礎となる情報である。そのため、成果物に関しては「得られた結果」だけでなく、必ず「研究者や技術者が得られた結果を再現するに足る情報」を提出すること。

なお、本業務における実施形態は4. から8. のとおりとし、調査・検討時に必要とされるアプリケーション、ミドルウェア、オペレーションソフト、画像解析用サーバー、ハードウェア（撮影機材とその設置器具、パソコン端末含む）等については、受注者が負担すること。

## 4. 業務内容（画像データ取得における調査・検討）

画像解析システムの構築に向けて撮影機材、設置場所、撮影条件とそれらの画像解析結果の比較検討を行うこと。検討の対象となる撮影機材（カメラ、光源、バッテリー等）の調達と設置は、本業務の受注者が負担すること。

### 4.1 調査実施場所

神奈川県小田原市早川1丁目14-5

神奈川県小田原漁港内ベルトコンベア付き自動選別機（1台）を実施場所とする。

詳細は、別添1のとおり。

### 4.2 調査実施期間

受注した月内に現場視察を行った上で、受注後の翌月から令和4年1月までに毎月1回以上の撮影およびそれとは別に長期設置時（最低5日間～最大1か月程度）の影響評価等を行うこと。ただし、長期設置の実施が何らかの理由によって不可能な場合には、長期設置を実施したと仮定した場合に、起こりうる問題点の洗い出しとそれらが撮影・推定結果に与える影響評価等を行うこと。その際、実行可能性のある複数の解決策を提示すること。

なお、撮影は水揚げが行われる早朝（時期によって変動するが、おおよそ4:00～6:00頃）の間に行うこととする。

#### 4.3.1 撮影機材

画像解析システムを構築するにあたり、適切な撮影機材の性能・販売価格・耐久性を検討すること。なお、自動選別機ベルトコンベア上を通過する漁獲物や荷捌き台上の漁獲物を撮影するため、①漁業者・市場関係者の業務の邪魔にならない建物天井や柱等に設置が可能であり、②自動選別処理時間（2時間以上）を撮影可能とし、③海水にさらされる可能性のあ



る屋外においても長期の撮影に支障のない性能・耐久性を持つ撮影機材とする。

<想定される成果物>

- ・用途（カメラや光源等）ごとに撮影機材の性能・販売価格・耐久性について具体的な数値をもってまとめられた情報
- ・上記の情報をもとに作成された点数表および総合評価等、最終的なシステム提案に結びつく検討過程に関する情報

#### 4.3.2 設置場所・設置方法

画像解析システムを構築するにあたり、今回調査対象地とした小田原漁港における適切な撮影機材の設置場所（自動選別機ベルトコンベアの周囲・市場内の構造物等）を検討すること。なお、漁獲物は自動選別機内のふるいに掛けられ、似た大きさの魚ごとに3つあるベルトコンベアのいずれかで輸送されるが、いずれか1つ以上のベルトコンベア上の撮影を毎調査ごとに行うこととする。漁業者・市場関係者の業務の邪魔をしない範囲で取り付け可能な設置場所を検討する。

<想定される成果物>

- ・設置場所の問題点（カメラの撮影範囲、操作しやすさ、電源の確保しやすさ、漁業者・市場関係者の邪魔になりにくさ等）について具体的な数値等をもってまとめられた情報
- ・上記の情報をもとに作成された点数表および総合評価

#### 4.3.3 撮影条件

湿度、温度、天候、明るさ、振動、水滴等レンズの汚れ、魚体の重なり、魚体の向き等が、撮影機材及び画像解析結果へどのような影響を及ぼすのかを検討すること。なお、上記以外の項目でも、撮影機材及び撮影環境について、画像解析結果へ重大な影響を及ぼす項目が判明した場合は、その項目及び影響を検討すること。

<想定される成果物>

- ・撮影条件（湿度、温度、天候、明るさ、振動、水滴等レンズの汚れ、魚体の重なり、魚体の向き等）が各撮影機材および画像解析結果に与える影響について具体的な数値をもってまとめられた情報と、第三者が検証可能とするために必要な個々の条件による撮影結果等の全てのデータ
- ・改善案についてもまとめること

## 5. 業務内容（取得した画像データの送受信における調査・検討）

アノテーションを行う際の FRESCO からの画像データの外部アノテーション業者への送受信方法、アノテーション済みデータを外部 GPU 搭載サーバーで学習させ、結果を FRESCO に出力させる際の送受信方法、撮影データから尾数・魚種・生物情報（体長や重量など）を取得可能な画像解析のシステム構成等について検討・提案を行う。

### 5.1 FRESCO について

FRESCO とは社団法人漁業情報サービスセンター（JAFIC）内に設置されているサーバーであり、水産庁が JAFIC に委託して管理している。受注者の FRESCO の使用手続きは発注者が負担する。FRESCO の詳細は以下の URL を参照。

<https://www.fujitsu.com/downloads/JP/archive/imgjp/jmag/vol53-1/paper17.pdf>

### 5.2 撮影データの FRESCO への送信方法の検討

小田原漁港のベルトコンベア付近に取り付けた撮影機材と接続された PC から、遠隔に設置された FRESCO へ撮影データ（動画もしくは静止画）を送信する方法の検討・開発を行うこと。その際、担当職員と相談の上、発注者が指定した方法も検討に含めること。なお、FRESCO の仕様については、詳細を閲覧することが可能である（概要は別添 2 のとおり）。小田原漁港内には、外部電源およびネットワーク環境が存在しないため、それらは受注者が用意すること。PC を設置する部屋は存在するが、土・日曜日は立ち入ることができないことに留意すること。

<想定される成果物>

- ・送信方法の検討結果を記した情報（データセキュリティの担保方法や逐次的に送信もしくは選別作業終了後に一度に送信のどちらが良いか等）や送信を行うために開発したソフトウェア等
- ・送信エラーの際の再送信方法の検討および遠隔からのそれらエラーの確認方法を検討した情報（送信後データを消さずに置いておく期間の検討も含む）
- ・撮影機器に不具合（塩水の付着等によるレンズの汚れ・電源が入っていない等）が生じているときに遠隔で不具合を感知できる方法の検討・開発

### 5.3 画像データの外部サーバーへの送受信方法の検討

画像データにアノテーションを行うために、FRESCO からアノテーション業者のサーバーへ画像およびアノテーション済みデータを送受信させるためのソフトウェアの検討・開発を行う。また、一度、FRESCO に送信されたアノテーション済みデータを外部の GPU 搭載学習用サーバーにて深層学習させる際のデータ送信を行うソフトウェアを検討・開発する。これらの際、担当職員と相談の上、発注者が指定した方法も検討に含めること。深層学習の結果は FRESCO 内の所定場所に所定のファイル形式にて出力すること。

<想定される成果物>

- ・外部サーバーと送受信を行うためのソフトウェアやその使用方法を記した情報

## 6. 業務内容（画像解析における調査・検討）

想定される深層学習モデルを複数検討し、各モデルのメリット・デメリットのほか、画像解析結果への影響を検討すること。画像解析の対象は、ベルトコンベアから得られる魚体を撮影した画像と、試験場職員によるデジカメ撮影によって得られる静画を対象とする（別添 3 の①a と①b によって得られる画像データが対象）。自動選別機を通過した漁獲物とデジタルカメラによる静画で写した種を合わせて最低 20 種程度を魚種判別と標準体長推定の対象とする。新しい画像を与えたときに、写っている魚種ごとの体長組成（x 軸を体長区分、y 軸を頻度とするヒストグラム）を偏りなく得られる学習モデルを構築し、構築に必要な要件を明らかにすること。このとき、自動選別機を通過する漁獲物として、出現数の多いマアジ、マルアジ、メアジ、オアカムロ、ムロアジ、マサバ、ゴマサバ、ヒラソウダ、マルソウダ、カタクチイワシ、マイワシ、ウルメイワシ、ブリ、イサキ、アカカマス、ヤマトカマス、シロサバフグの 17 種は必ず含むこととする。なお、受注者が撮った動画・静画は発注者に納めることとする。それらを用いた学習に必要な教師データは発注者が提供する。（最大約 10 万尾分程度を想定。発注者が提供するデータ取得場所の一覧は別紙に記載）。また、画像解析の結果、撮影された漁獲物の尾数、種類、体長、重量のいずれかの予測性能が機器、設置方法、撮影条件の変化等から受ける影響についても評価を行うこと。

<想定される成果物>

- ・今回撮像されたデータに対応して、複数の機械学習モデル（Faster R-CNN, YOLO v3, Mask R-CNN 等）についてメリット・デメリット（正確さや計算速度等）をまとめた情報・既製品のプログラム等を用いている場合や、社外秘のソースコードが存在する場合については、同じ結果を再現するのに必要な情報（機械学習のモデル構造、事前処理、事後処理等）をまとめた文書、およびソースコードをビルトした実行ファイル

- ・結果として得られたパラメータ情報
- ・画像解析に使用されたコンピュータの仕様（CPU, GPU, メモリ等）および言語・ライブラリをまとめた文書（ただし、使用したライブラリの内部で用いられており、実行に影響を与えない言語やライブラリについては言及しなくてよい）

## 7. 提案を求める事項

4. から6. のとおり調査・検討を行った結果に基づき、画像解析システムに必要な構成を提案すること。なお、画像解析システムの設置が想定される漁協の規模は千差万別であるため、簡便で出来るだけ安価かつ使用耐久性のある「最適な」撮影データ取得機器で構成されたシステム構成とすること。画像データを取得した小田原漁港に特化したシステムではなく、全国の漁港から得られる動画と静止画による魚種判別（最大 200 種）と体長推定を毎日行える拡張可能性を有した設計を提案すること。また、構築するシステムが受注者以外の業者でも、改修・メンテナンスができるように提案すること。

<想定される成果物>

- ・最適な構成および、その根拠となる考察
- ・環境（時期や場所等）によって最適な構成が変わる場合もありうる。その場合は想定環境と組み合わせて、複数の最適な構成を列挙してもよい

## 8. 報告会の開催

中間報告会・最終報告会の2回実施することとし、マイクロソフトパワーポイント等を用いたプレゼンテーション形式とすること。

なお、日程については担当職員と協議の上、変更可能とする。

中間報告会

日 時：令和3年10月15日 13時30分～

場 所：国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所

最終報告会

日 時：令和4年3月1日 13時30分～

場 所：国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所

## 9. 成果物、納品期日等

### 9.1 成果物

本業務によって得られた知見は、将来の画像解析システムを構築するうえでの基礎となる情報である。そのため、成果物に関しては「得られた結果」だけでなく、必ず「研究者や技術者が得られた結果を再現するに足る情報」を提出すること。

- ・最終報告書
- ・最終報告書で取りまとめた内容を再現するのに必要な実行ファイル

### 9.2 最終報告書の内容

4. から 7. に記載した<想定される成果物>について、図表を用いてわかりやすく説明すること。また、都度担当職員の指示に従って取りまとめを行うこと。

### 9.3 成果物の納品方法

納入部数及び体裁については以下に基づき、令和4年3月15日17時までに提出すること。以下の体裁に従うことが困難である場合は、事前に担当部署に申告し、その指示に従うこと。

- ・紙媒体1部、電子媒体（CD-R/DVD-R）2部
- ・成果物は全て日本語で作成すること。
- ・納品後、担当部署において改変が可能となるよう、図表等の元データも合わせて納品すること。
- ・成果物の作成に当たって特別なツールを使用しないこと。

なお、電子データを格納する媒体の種類及びデータ形式は、担当部署と協議して決定すること。また、納入媒体及びデータについては、ウイルス等悪意を持ったソフトウェアを混入させないように、提出までに受注者側で責任をもってチェックし、電子媒体で納品する際にはウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義及びチェック年月日）を記載したラベルを電子媒体に印字すること。

紙媒体でしか提出できないもの（手書き図面等）の提出方法については、担当部署と協議して決定すること。

## 9.4 成果物の納品場所

神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所

## 9.5 成果物の納品期日

令和 4 年 3 月 1 5 日

## 9.6 検収

本業務の受注者は、成果物について、納品期日までに担当者へ内容の説明を実施し、9.4 成果物の納品場所まで納品すること。なお、検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修等を行い、変更点について担当部署への説明を行った上で、再度納品すること。

# 10. 成果物の取扱いに関する事項

## 10.1 知的財産権

本業務における著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定している原著作権及び二次的著作物(第 21 条(複製権)から第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)までに規定する全ての権利を含む。)は、受注者が本業務の実施の前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て発注者に帰属するものとする。

発注者は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、当該成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

なお、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により発注者がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条(公表権)及び第 19 条(氏名表示権)を行使できないものとする。

第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)を使用して成果物を作成する

場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除いて、受注者が必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者はその手続きの内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は既存著作物についてその許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、その原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

## 1 1. 業務の実施に当たっての遵守事項

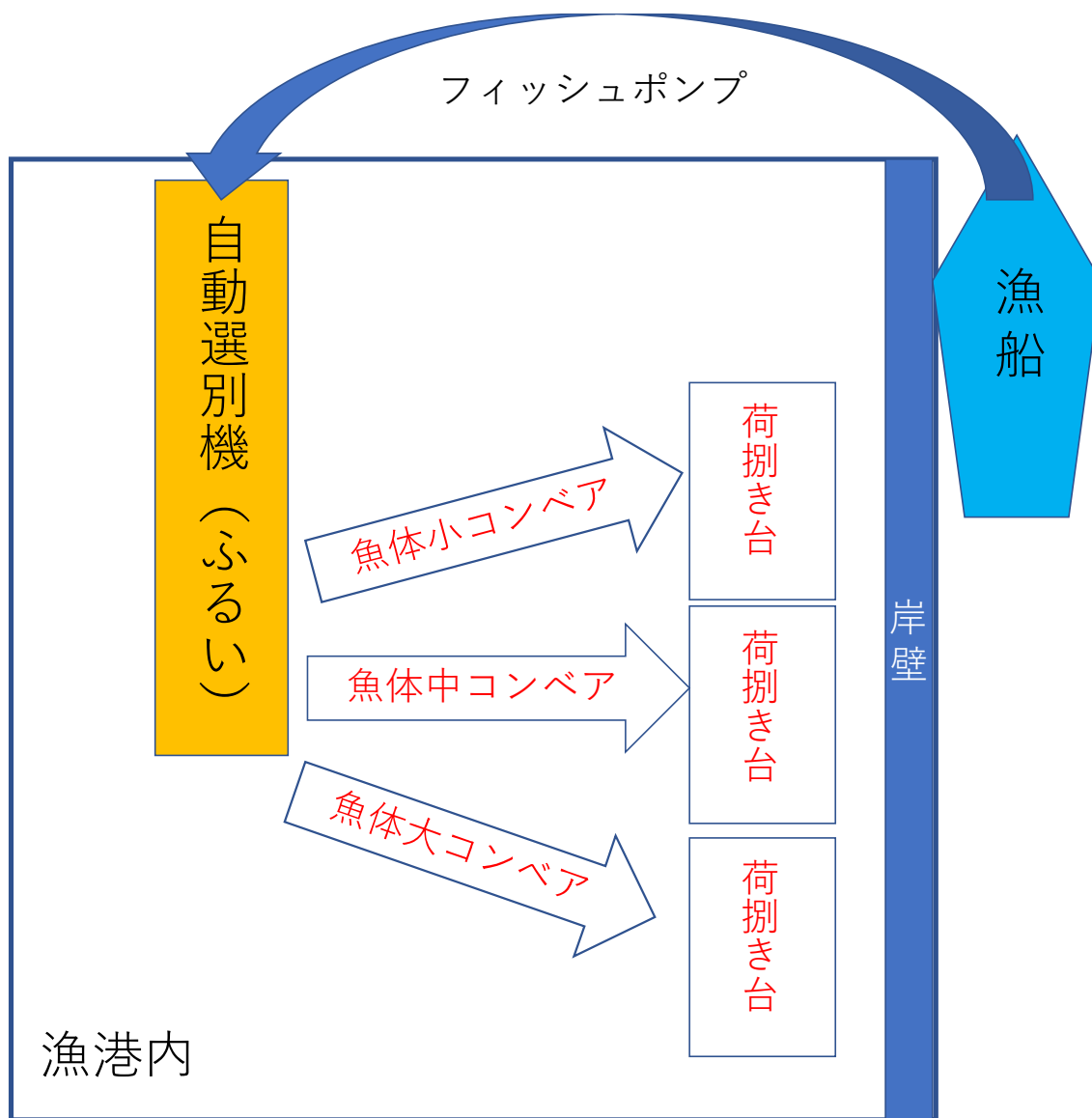
### 11.1 情報セキュリティ管理

本業務において整備または管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること（農林水産省が別途選定した業者による監査を含む）。

なお、情報システム監査で問題点の指摘または改善案の提示を受けた場合には、対応策を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

本業務で使用する OSS について、使用予定の OSS を明確化し、開発したハードウェアおよびソフトウェアについて、ライセンス違反がないことをエビデンスを含め保証・納品すること。何らかの OSS に対する認証を得ていること。

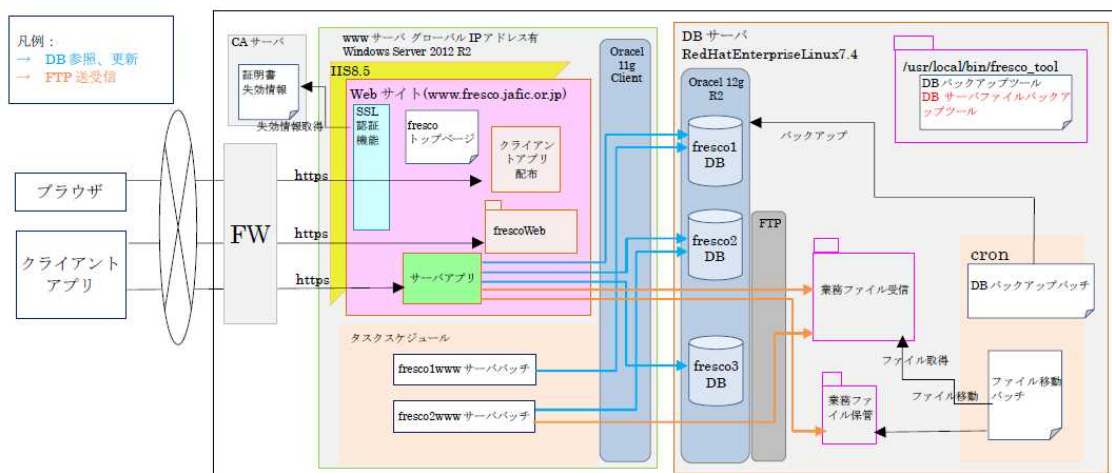
別添1 (イメージ図) 調査実施場所



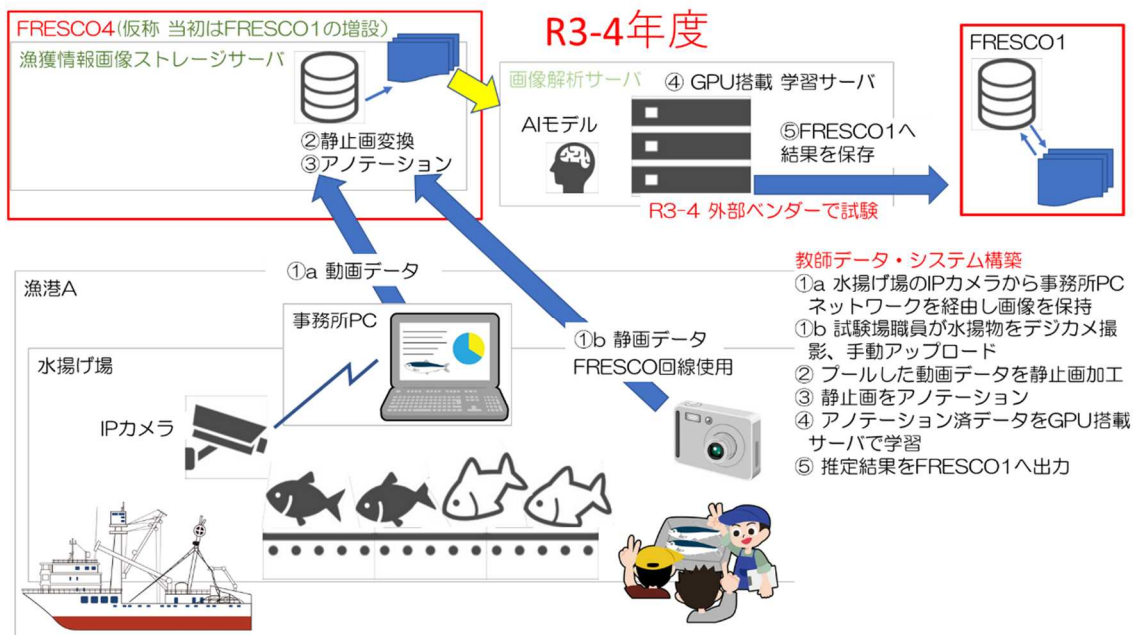
上図は自動選別イメージ図であり漁獲物は漁船から自動選別機へフィッシュポンプを用いて移送され、ふるいにかけてられた後、大きさごとに3つのコンベアに分けられる。



## 別添2 FRESCO の概要



別添3 (イメージ図) 漁獲物を対象とした画像解析システム



別紙 画像解析に用いるデータ取得元一覧

- ・神奈川県小田原漁港
- ・愛知県豊浜漁港
- ・長崎県松浦漁港
- ・北海道沖合底びき網漁船の船内画像